

令和 7 年度
加古川市立平岡小学校
「学校いじめ防止基本方針」

加古川市立平岡小学校

加古川市立平岡小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度4月改定

1 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめ防止対策推進法」の第2条では「いじめ」を以下のように定義づけられている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 第2条）

いじめ問題に取り組むにあたっては、特質を十分に認識し、「未然防止・早期発見」に取り組み、認知された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめに対する基本認識は以下の①～⑦とする。

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表罪等の刑事法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。（兵庫県いじめ対応マニュアルより）

本校では、「加古川市いじめ防止基本方針」と「令和7年度加古川市いじめ防止計画」に基づき、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「学校いじめ防止基本方針」と、「いじめ防止・早期発見・早期対応のための改善プログラム」を策定する。なお、市の基本方針が改定された際には、学校は、学校の基本方針の改訂を行うものとする。

（いじめ防止の基本方針）

- （1）いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに務める。
- （2）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- （3）いじめの早期発見のための手段を講じる。
- （4）いじめの早期解決のため、全職員が一致協力して問題解決にあたるとともに関係機関と連携協力する。
- （5）学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる「居場所づくり」を学校・学級で取り組む。その中で「いじめは絶対にゆるされない。」という認識を児童に持たせるとともに、観衆としてはやし立てたりおもしろがったりすることや、傍観者として見て見ぬふりをする 것도「いじめ」に加担していることを指導する。また、子どもが主体的に学習や活動に取り組む中で、互いに認め合ったり、心のつながりを感じたりできるようにする「絆づくり」を支援する。こうした視点で、授業づくりや集団づくりを見直すことが、いじめの未然防止につながる。

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりを推進する。

①いじめを生まない土壌づくり

- ・年度や学期はじめに、「いじめをしない させない 見逃さない！」ということを発達段階に応じて、教師より示す。また、子どもたちを支えるための教職員集団の専門性・同僚性を構築する。

②いじめ防止ポスター・標語等を掲示・配布

- ・いじめ防止ポスター、人権ポスター・標語等の啓発チラシを校内に掲示・配布を行い、心の啓発を図る。

③地域総がかりでいじめの防止を推進

- ・学校運営協議会、学校園連携ユニットや学校外施設と連携し、地域総がかりで子どもを守り育てるという意識の高揚を図る。

④命や人権を尊重する態度や豊かな心の育成

- ・教科書等を利用し、発達段階に応じた「考え、議論する道徳」を推進し、いじめ防止の学習を実施する。

(2) 児童一人一人の「自己有用感」を高め、自尊感情を育む教育を推進する。

①居場所づくり

- ・すべての児童が安全に安心して活躍できる場を設定し、主体的・協同的に取り組める活動の工夫をすることで、学級や学校生活の中で心の居場所を感じられるようにする。
- ・生命や人権尊重の精神を根底に置き、暴力を許さず、いじめのない集団づくりをする。また、多様な考えを認め合うことができるよう、共生感覚を養う。

②絆づくり

- ・教師や友人との心の結びつきや信頼感の中で主体的で協働的な活動を通して、社会性を身に付けさせる。また、児童が学級集団における感動体験を通して、心の結び付きを深め、共感的な関係を築けるようにする。
- ・児童主体の「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を創出する。
- ・SEL を学期に 1 回実施し、児童のソーシャルスキルの向上を図る。

③豊かな心を育てる教育活動の推進

- ・年間カリキュラムの中で「ことばの力」の育成を明確にし、自分の思いをことばで表現できる力を育成する。
- ・道徳教育、人権教育の充実を図り、規範意識と人権感覚を養うとともに、社会性や豊かな人間性を育む教育を推進する。
- ・体験活動を通して、命を大切にする心や思いやりの心、ピア・サポートを推進するなど、心の教育の充実を図る。
- ・ネットいじめなどの対策を進め、情報モラル教育の充実を図る。

④児童会活動の活性化

- ・「いじめ防止啓発月間」（９月）を設置し、いじめ防止啓発のポスターを作成し、校内に掲示することで、いじめを許さない雰囲気づくりをする。
- ・広報誌やホームページ等を活用し、家庭や地域への啓発を行う。また、「心の絆プロジェクト」を通して、子どもの主体的な啓発活動を支援する。

3 いじめの早期発見に向けての取組

いじめを早期発見するためには、子どもを取り巻く大人が人権感覚を磨き、児童の心の変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめの疑いを持って言葉や態度を受け止め、早い段階から児童の立場に立ち、児童を守る姿勢で組織的に対応することが大切である。また、アンケートでは結果をもとにした検討会や個別のケース会議の実施を行い、実情に応じた支援策を模索する必要がある。他にも、家庭や地域と連携して児童を温かく見守るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等、児童がいじめを訴えやすい環境を整えることが重要である。

（１）いじめの早期発見のための資質と指導力の向上を図る。

①学校生活に関するアンケート「アセス」の活用

- ・アセス推進担当教員を設置し、「アセス」を年間２回実施する。また、「アセス」の運用・活用に関する研修を実施し、児童の悩みや人間関係を把握するように努める。気になる児童がいる場合には、いじめ対策委員会等で情報を共有・協議し、全教職員で支援策を実施する。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家を入れた組織的な支援を実施する。また、支援の経過・結果等の情報共有を行う。
- ・「心の健康チェック」を適宜行い、アセスと併用して学級の様子や児童の様子を把握するように努める。

②「心の相談アンケート」を活用した教育相談の実施

- ・「心の相談アンケート」を年間２回実施し、回答をもとに全児童に教育相談を実施することで、いじめの早期発見、早期対応及びいじめの抑止に努める。
- ・教育相談実施後は、複数の教職員で共有し、学年検討会やケース会議等を実施する。学級担任が一人で抱え込まないように、組織的な対応をする。

③自殺予防教育の推進

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを設置し、相談しやすい体制を作る。また、教育相談日を年３回、教育相談週間を年２回実施し、相談しやすい体制を作る。
- ・子ども向け相談行動促進（自殺予防教育）リーフレットの配布や、SOSの出し方などに関する教育を実施する。また、自殺に関する理論的理解を図るための研修や自殺予防教育のための授業研修等を行う。

④学校・家庭・地域との情報共有と実態把握

- ・懇談会やアンケート等、情報共有のための取り組み及び仕組みを点検する。また、「子どものサイン発見チェックリスト」を配布し、家庭と連携していじめの早期発見に努める。
- ・学校運営協議会との連携による活動を推進する。

⑤不登校児童への支援の充実

- ・児童やその保護者と連携を取り、個々の児童に応じた対応をする。
- ・保健室への来室状況の把握など、養護教諭との連携を図る。
- ・適応指導教室等、支援機関と連携し、不登校児童への支援の充実を図る。

4 いじめ対応の基本的な流れ

いじめの早期対応のために、「チーム学校」として全教職員が協力して、問題解決にあたるとともに、関係機関と連携協力する。学級担任だけで抱え込むのではなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、綿密な情報収集のもと、組織的にいじめの問題解決にあたる。また、「いじめ防止対策推進法」に基づく対応を徹底し、積極的ないじめの認知を行う。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

いじめ対応の基本的な在り方

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、
 - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。という二つの要件を満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項＊に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

＊法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに関する相談を受けた場合において、いじめの事案があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(1) 学校、保護者、関係機関等と連携し、組織的な対応を行う。

① いじめられている児童への対応

- ・児童が訴えたことや話したことを受け止め、全力でいじめから守ることを約束し安心感をもたせる。いじめられた内容や思いを親身に聴くことで心の安定を図り、児童の心に寄り添って解決する姿勢を示す。嫌なことをされたときの対処法を、児童とともに考える。いじめられている児童の心のケアをするために、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールアシスタント、スクールソーシャルワーカー等とも連携・協働し、実態に即した指導を行う。

② いじめている児童への対応

- ・いじめの認識がない場合は、本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。また、どのような背景や経緯で行為が行われ、継続されたのかを把握する。いじめられている児童の心情を考えさせ、相手にいかなる理由があろうとも、いじめることは別問題であることを指導する。その後、児童の不満や充足感が味わえない心理等を十分理解し、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

③周囲の児童への対応

- ・観衆、傍観者の立場にいる児童たちもいじめていることと同じであることを指導する。

④関係機関との連携

- ・必要に応じて、警察・少年愛護センター・教育相談センター等の関係機関と連携協力する。

⑤保護者との連携

- ・いじめ問題が起きた時には家庭との連携をより密にし、学校側の取り組みについて情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ・学校に話すことができないような状況であれば、市や県の相談窓口を紹介する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「生徒指導委員会」 (いじめ防止対策)

児童の生活の状況、問題行動を起こした児童についての情報の共有及びその対応についての協議をする。また、いじめに関する措置を実効的に行う。管理職・主幹教諭・生徒指導・学年主任・養護教諭（必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールアシスタント等）で構成した「生徒指導委員会」（いじめ防止対策）を毎月1回基準として開催し、いじめ問題が起きたときは随時、開催する。

6 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

重大事態であると判断した場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を教育委員会を通じて市長に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する第三者性が確保された組織を設置する。
- (3) この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通して、市長に報告する。
- (5) 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報する。

7 その他いじめ防止に対する重要事項

(1) いじめ防止についての職員研修

年度初めに「いじめ対応マニュアル（兵庫県）」、「加古川市いじめ防止基本方針」、「いじめ防止対策推進法」、「学校いじめ防止基本方針」等についての研修を行い、「いじめをしない させない 見逃さない」ための共通認識を持つ。

(2) 教職員の共通理解と検証

職員会議で、指導方針・全体計画・年間計画の共通理解を図る。また、「いじめ防止対策」は PDCA サイクルにより、7月・12月・3月に学期毎の検証を行う。また、学校における教育相談の実施状況及び推進体制の点検と検証を行う。

(3) 学校評価の活用

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、評価項目に「いじめ防止対策」に関する項目を加え、評価に基づき毎年学校運営についての見直しを行う。

(4) 学校運営協議会の活用

保護者や地域住民から組織される学校運営協議会で、学校が抱える課題等を共有し地域ぐるみで課題に対応する仕組みづくりを推進する。

(5) 教職員・家庭を対象とした研修や啓発

教育相談スキル研修や事例研修、自殺予防教育研修等の「生徒指導や人権に関する研修」や、コーチングスキルに関する研修等の「学級経営に関する研修」を定期的実施する。家庭を対象として、保護者参加型の人権教育に関する授業参観を年1回実施し、教職員や PTA を対象に、カウンセラー等による講演や研修を行う。

平成 26 年	1 月制定
平成 30 年	5 月改定
令和 2 年	4 月改定
令和 3 年	4 月改定
令和 5 年	5 月改定
令和 6 年	4 月改定
令和 7 年	4 月改定

平岡小学校

いじめ対応フローチャート

